

信州大学附属図書館工学部図書館と市立飯山図書館との 連携協力に関する覚書

信州大学附属図書館工学部図書館（以下「甲」という。）と市立飯山図書館（以下「乙」という。）は、先に締結した「飯山市と信州大学との連携に関する協定書」（平成 16 年 8 月 20 日）に基づき、地域の学術・文化の発展に資するため、図書館活動において相互に連携し、協力するため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲乙が図書館活動において相互に連携協力することにより、図書館サービスの向上及び地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 図書館資料の貸出・返却に関する事項。
- 二 図書館資料の相互貸借に関する事項。
- 三 参考調査に関する事項。
- 四 図書館資料の分担保存に関する事項。
- 五 職員の資質向上のための研修に関する事項。
- 六 市民向け講習会に関する事項。
- 七 その他目的を達成するために必要な事項。

2 連携の実施にあたっては、別に定める要領等により実施するものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書は、締結の日から発効し、3年間とする。ただし、甲又は乙いずれからも別段の申し出がなされない時は、この協定は自動的に更新されるものとする。

（細目）

第4条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要がある時は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両者明記のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 25 年 11 月 19 日

甲 信州大学附属図書館工学部図書館長

寺沢才彦



乙 飯山市教育委員会教育長

長瀬吉郎

